

杉並区立和田中学校
いじめ防止基本方針

令和元年 8 月 2 9 日

1 基本方針策定の意義

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

東京都いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、学校におけるいじめ問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的の下、東京都（以下「都」）、区市町村、学校、家庭、地域住民、その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号。以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

本基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある絶対に許されない行為であり、すべての生徒はいじめを行ってはならない。

4 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの生徒にも起こり得るという認識の下、都、学校の設置者及び学校は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として、保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

「いじめ防止対策の基本的な視点」

杉並区教育委員会「いじめ対応マニュアル」より

①いじめを単なるけんかやトラブルとして受け止めず、人権侵害、差別の問題として受け止める。

※人間関係を破壊したり、人間形成を阻害したりするもので、時には生命の危機にも関わる重大な問題であると受け止める。

②「いじめを受けている側にも問題がある」という見方をしない。

※このような見方は被害者の人格を否定し、被害者救済を妨げるものであり、いじめを許容することとなる。

③いじめであるか否かは、いじめを受けた者の受け止め方で判断する必要がある。

※「その程度で・・・」といった見方は、いじめを受けた者の心情をかえって傷つける。

④いじめを未然に防止することやいじめを早期に解消することは生徒の成長・発達にとって極めて重要な問題として受け止める必要がある。

※各学校では、全教職員の共通理解を図るとともに、保護者の理解と協力を得ながら、未然防止、解消等に全力を傾けなければならない。

⑤「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒でも起こりうるものである」という危機意識をもって対応する必要がある。

※自分の学校では、自分の学級では等、他人事として考えるのではなく、常にいつ自分の学校・学級で起こるかもしれないという危機意識を持っておく必要がある。

⑥いじめについては、被害を受けた生徒や周囲の生徒が、多くの場合その被害を相談していない実態を把握しておく必要がある。

※生徒の全てが教員等に相談をしているわけではなく、相談していない実態があることを理解し、いじめを教員自らが発見する努力が必要である。

⑦いじめを傍観させないことを指導する必要がある。

※いじめの傍観は、いじめ行為を同様に許される行為ではないことを、生徒たちに指導をしておく必要がある。

⑧いじめは解消後も注視する必要がある。

※一度起きたいじめは、いつ、どのような場面で、再発する可能性があるのか分からない。解消したとして安心するのではなく、引き続き（少なくとも3ヵ月程度）注視する必要がある。

5 和田中学校における取り組み

①和田中学校いじめ防止基本方針の策定

和田中学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定）」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を基に、学校の実情に応じ、「和田中学校いじめ防止基本方針」を定める。

②「学校いじめ防止対策委員会」の設置

和田中学校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。（校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・関係教員・養護教諭・スクールカウンセラー等で構成する。）

重大事態が発生した場合には、杉並区教育委員会との協議を行い、杉並区教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」が当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行う。

③学校におけるいじめの防止等に関する対策

和田中学校は、杉並区教育委員会等と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

- ・「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為である」という学校・学級の風土をつくる。
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進による、いじめに向かわない態度を育成する。
- ・生徒との信頼関係の構築。いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であることを生徒に認識させる。
- ・学級活動の充実。生徒一人一人のよさが発揮され、国籍や障害等による差別意識をもたず、互いに認め合うことのできる学級づくりを進める。
- ・生徒会を中心に、生徒自らがいじめについて考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
- ・「和田しぐさ」の内容を全校で考え、言葉遣いや他人に対する態度など正しいコミュニケーションスキルを身につける。

- ・「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」作りに取り組み、情報モラルを身に付ける。
- ・全校よのなか科等を通じて自他を尊重する態度、人権を守る態度を育成する。
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質・能力の向上を図るとともに、保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動を推進する。

早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

- ・「いじめアンケート」を定期的（原則、年に三回）に行うとともに、教育相談を充実させ、早期にいじめの実態を把握するとともに生徒がいじめを訴えやすい体制の整備をする。※いじめのアンケートの内容は原則、三年間保存する。
- ・保健室、相談室等の利用及びスクールカウンセラー電話相談窓口の周知等による相談体制の整備をする。
- ・スクールカウンセラーによる全員面接を行う。（中学一年生）
- ・いじめに限らず、教員を頼ることができる人間関係を、日々の生活の中で構築していく。
- ・複数の教員による生徒のきめ細やかな観察とともに、声掛けを行う。
- ・保護者や地域から情報を収集し確認を行うとともに全教職員による情報の共有を行う。

早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

- ・いじめを発見した場合はその状況等を速やかに管理職に報告し、組織的な対応を図る
- ・校長はいじめ発見後、速やかに学校いじめ防止基本方針に基づき、「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・毅然とした態度により、いじめた生徒への指導を徹底する。
- ・保護者会の開催などにより保護者と情報を共有する。
- ・関係機関、専門家等と連携する。
- ・犯罪行為としての懸念がある事案については警察に相談する。
- ・いじめの解決後も観察経過・定期的な確認を行う。
- ・インターネットを通じて行われるいじめについては、特に保護者との情報共有を徹底し、再発防止に向けて連携する。

重大事態への対処

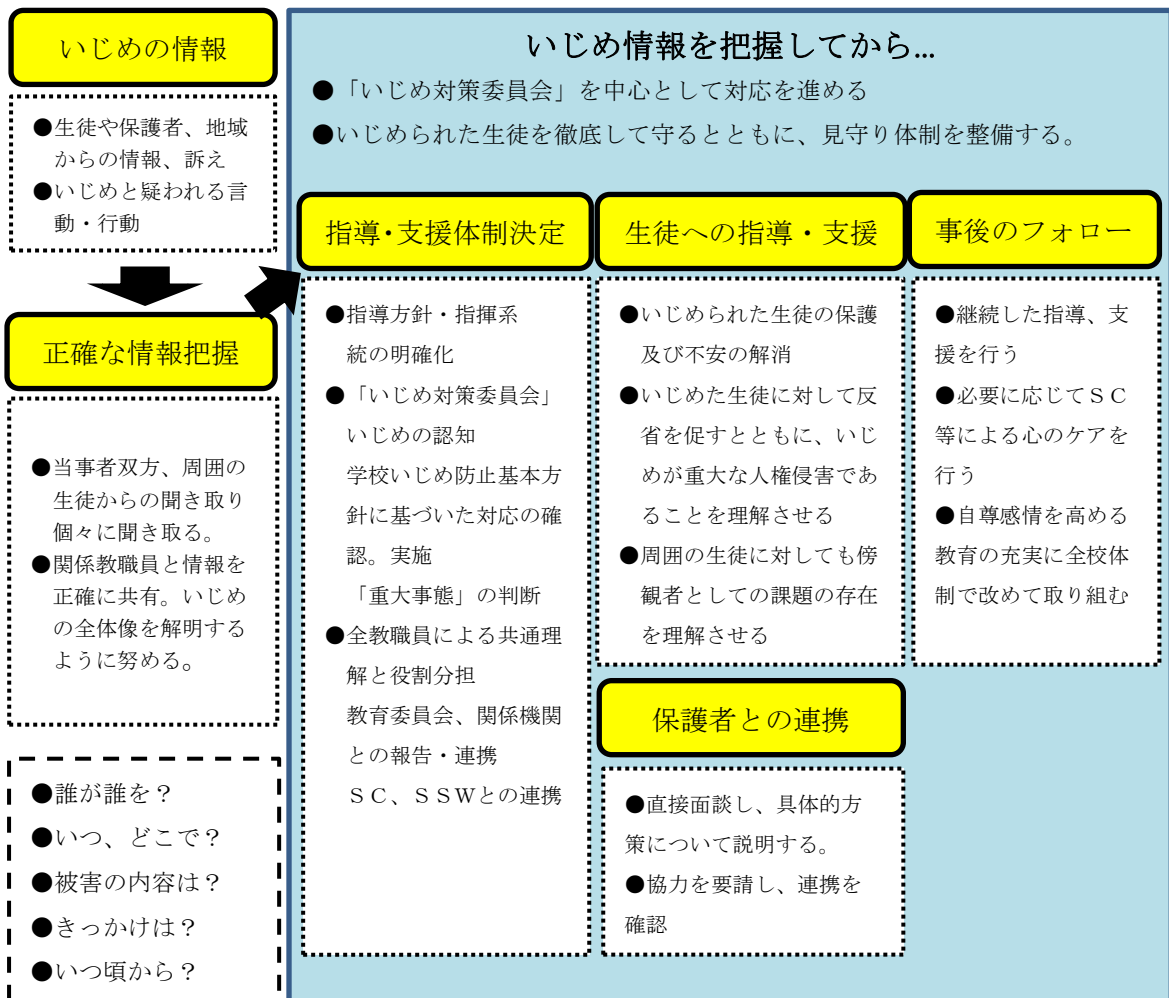
～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り通す～

法第28条は、重大事態として、その判断の基準を以下のように示している。

- 児童・生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日を目安とする連続した欠席がある場合

- ・教育員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を全校体制で行う。
- ・徒や保護者からの申し立てに基づき、適切かつ真摯に対応し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。
- ・いじめを行った生徒及びその保護者に対し、関係機関と情報交換・協議を基に重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供するとともに、適正な指導・助言を与え協力を要請する。
- ・教育委員会や警察、関係機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

☆いじめ対応のフローチャート



6 都における取り組み

1 東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置（条例第10条）

都はいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため条例で定めるところにより「東京都いじめ問題対策連絡協議会」を開く。

主な所掌事項は以下の通りである。

- 都、区市町村は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- いじめの防止等に関する期間及び団体の連携に関する事項
- その他、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

2 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の設置（条例第11条）

東京都教育委員会は、東京都いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下にいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、東京都教育委員会の附属機関として、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者から構成される「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。

主な所掌事項は以下の通りである。

- いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議
- 都が設置する学校からのいじめの通報相談に対する、第三者機関としての当事者間の関係の調整及び解決
- 都又は区市町村が行ういじめの防止等のための対策への支援
- 都が設置する学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査

3 東京都いじめ問題調査委員会の設置

学校で重大事態が発生し、法第30条第1項又は法第31条第1項に基づき学校の設置者又は学校が調査した結果の報告を受けた知事は、必要があると認めるときは、公平及び公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される知事の附属機関「東京都いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行うことができる。

4 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

相談体制の整備

来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受けられる体制を整備するとともに、定期的に生徒、その保護者等に周知する。

関係機関等と連携した取り組みの推進

区市町村、児童館、学童クラブ、福祉・医療機関、民生・児童委員、その他の関係機関などと連携し、取り組みを推進する。

教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の研修の充実、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラーの確保等

の必要な措置を講ずる。

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう生徒に対する情報モラル教育の充実及び生徒や保護者に対する啓発活動を行う。

啓発活動

いじめ防止等のための広報その他の啓発活動を推進する。

いじめの防止等のための調査研究の実施

いじめの防止等のための調査研究、検証などを行い、その成果を普及する。

7 「いじめ総合対策」の策定、私立学校が行う取り組みに対する支援

東京都教育委員会は、都内公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定し対策を推進する。また、都は、私立学校の自主性を尊重しつつ、各私立学校が行ういじめ防止等への取り組みに対し、上記の「いじめの防止等に関する具体的な取り組み」を通じた支援を行う。

8 その他

都は、この方針に基づく取り組み状況を把握し、その結果に基づき必要に応じて適切に対応していく。